

3.環境・市民生活・産業

(1) ごみ問題

ごみ問題は、現代の利便性の高い消費生活の構造的な裏面であり、これに有効に対処できなければ、早晚、日々の生活が成り立たなくなることを、市も市民も正確に認識すべきである【図15】。

ノーユーズ(使わない)、リユーズ(再使用)、リサイクルの三点について、市民・販売事業者・生産者に対してわかりやすい啓発活動を繰り返しおこない、ごみ減量に対する市民の理解を深め、事業者の協力を求めていく。学校や社会教育における環境教育および消費者運動と環境運動との連携を重視し、広く市民にリサイクル意識が浸透するようにはかっている【図16】。

1) ごみ減量対策の推進

資源の再利用を推進し、ごみ発生抑制、減量を促進するため「武蔵野市廃棄物に関する市民会議」の答申に沿って積極的に施策を進め、発生段階からのごみの抑制・減量・リサイクルを推進する。具体的には、

- ①ごみの排出量・資源化率などについての年度毎の数値目標を誰にもわかりやすい形で掲げ、ごみの減量を計画的に推進する。
- ②生ごみ処理機およびコンポスター^{*2}の斡旋と普及をおこなう。
- ③買い物袋の持参啓発・過剰包装の抑制を指導する。
- ④販売事業者の協力をえて資源回収システムを整備する。
- ⑤市民団体によるリサイクル活動を積極的に支援する。
- ⑥事業系ごみの、自己処理責任の明確化と有料化をおこなう。
- ⑦ごみステーションでの収集・分別・減量指導などの方策を研究する。



2) リサイクルセンターの設置

容器包装リサイクル法に対応し、びん、缶、段ボールなどの他、廃プラスチック類など新たに加えられる容器包装類の選別・保管をきめ細かく、安定的におこない、さらに、容器包装以外の古紙、古布類などのいっそうの資源化をはかるため、これら資源物のリサイクルセンターを設置する。

また、不要品の再生や購入などを通して市民・行政・事業者がごみ減量にむけた活動をおこなう啓発施設(リサイクルプラザ)を設置することをあわせて検討する。

3) クリーンセンターの改修

クリーンセンターは、稼働後12年を経過しているが、日常の適切な管理、点検に基づいた補修や、継続的な定期整備がおこなわれており、施設の現状が良好である。また、人口動態や経済動向、再資源化計画や減量指導などへの取り組みなどで搬入ごみ量の減少が予測されるため、当面は、現施設での処理が可能と判断し、建て替えはおこなわず、平成8年度から実施している「基幹的施設整備事業」による施設の中規模的な更新や改修をおこない、現施設を今後10年以上利用可能とする。

*1 ノーユーズとは、新たに廃棄物を出さないために必要以上にものを消費しないこと、たとえば買物かごを持参することで包装紙(袋)を使わないようにすることなど。リユーズは、原型を保ったまま再度使用することで、ビールびんの再利用など。リサイクルとは、廃棄物の再資源化のことで、牛乳パックのトイレトーパー化や廃油の石けん化など。

*2 コンポスターとは、生ごみを簡単に堆肥化するコンポスト容器のこと。これの普及により、ごみの減量化をはかる。コンポストとは英語で堆肥のこと。

4) 最終処分場の建設

最終処分場については、平成9年度中に第一処分場(谷戸沢処分場)が満杯になることから、現在、三多摩地域廃棄物広域処分組合は第二処分場(二ツ塚処分場)の建設を進めている。本市は、この施設の受益者として、また組合の構成市として、建設事業に最善を尽くす。また、第二処分場以後の新たな最終処分場の確保は今後ますます難しくなることを真剣に考慮して、「後世に負担を残さないこと」を原則としつつ市の対応を検討し、長期的な視野に立って問題解決の努力を開始する【図17】。

(2) 環境基本計画の策定と実施

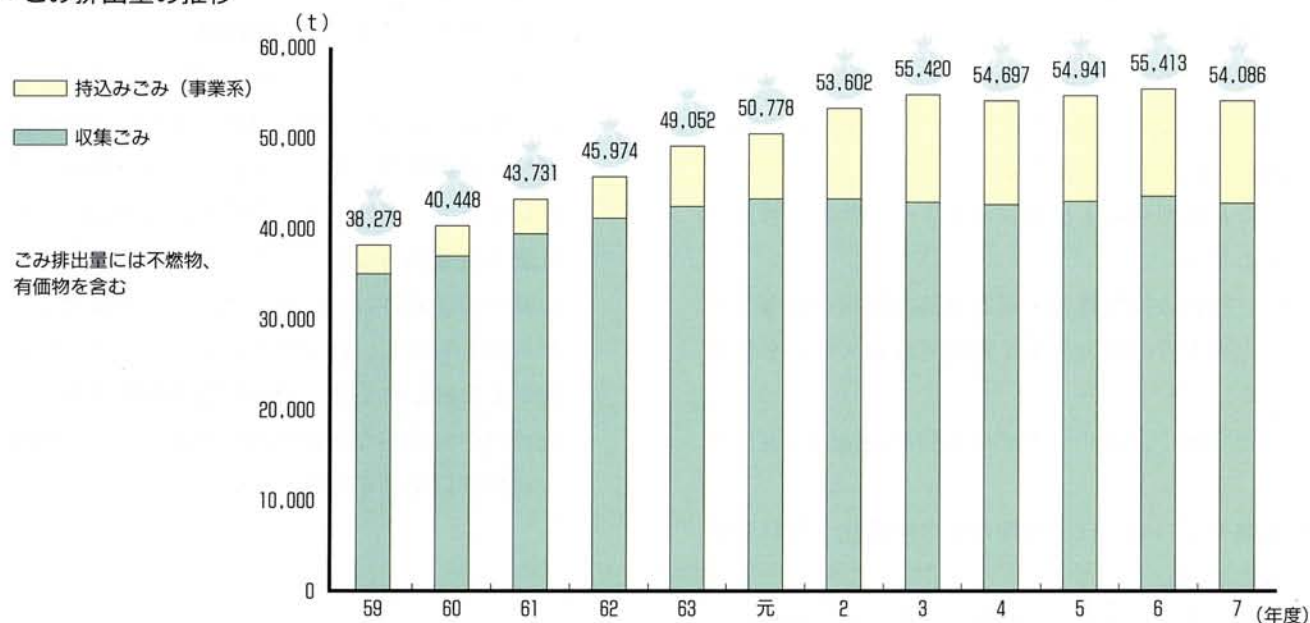
市ではこれまで環境負荷の少ない地域づくりを推進するためにさまざまな環境関連事業をおこなっているが、現状では、それらの事業の基本となる市の

指針がない。環境基本条例を早急に制定し、これに基づき、環境基本計画、および市民行動計画・率先行動計画を策定する。

市役所においては、紙利用の抑制、紙資源のリサイクルやグリーン購入^{*1}などを積極的に推進する。さらにソーラーシステムの導入や低公害車の先駆的採用などをはかり、市を省資源・省エネルギーのモデル事業体とすることをめざす。市民に対しても、環境にやさしく、資源循環の容易な製品の購入などを推奨していく。

また、環境汚染に対する取り組みの一環として地下水汚染状況の調査を実施し、地下水汚染の実態がある場合には、都と協力して汚染源の解明にあたり、対策を講ずる。同時に有機塩素系溶剤を使用している事業者に地下浸透防止対策の指導をおこなう。

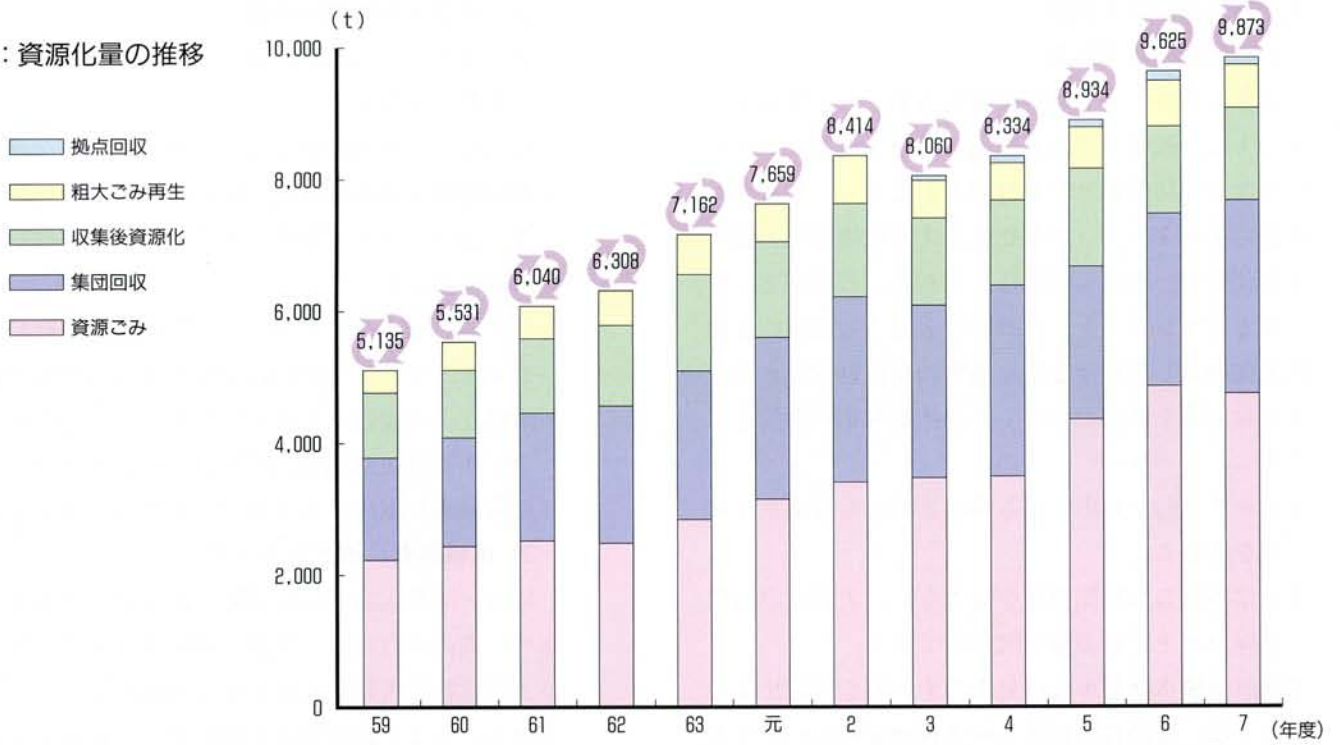
図15：ごみ排出量の推移



資料：環境部ごみ総合対策室

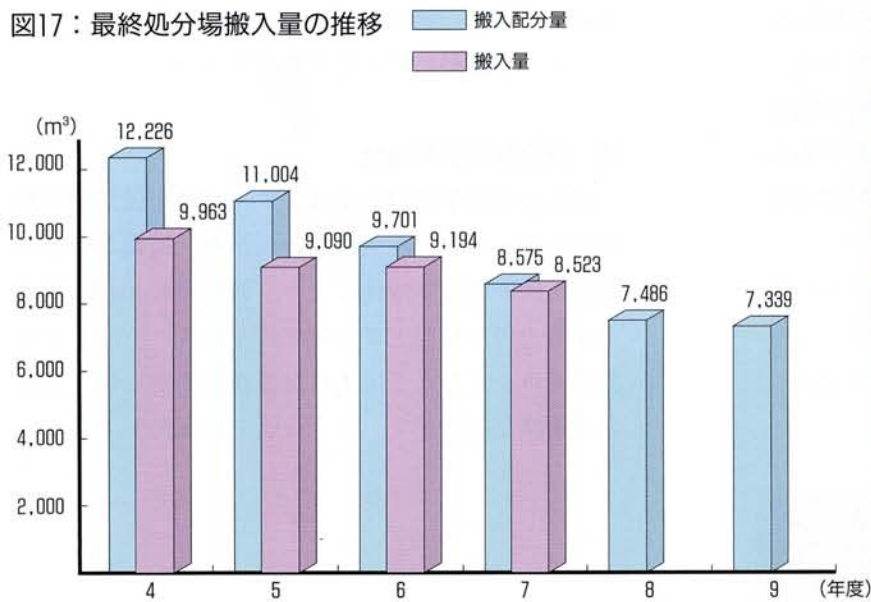
*1 グリーン購入とは、再生紙やエコマークのついた文房具など、環境に配慮した製品を購入すること。

図16：資源化量の推移



資料：環境部ごみ総合対策室

図17：最終処分場搬入量の推移



資料：環境部ごみ総合対策室



店先に設置されたペットボトル回収容器

(3) 防災のソフト計画

1) 計画の基本原則

地震対策のハード計画を優先事業として実施するとともに、阪神・淡路大震災において重要性が明らかになった防災のソフト計画を策定する。すなわち市長のリーダーシップを根幹とする危機管理の備えを強化して、大災害時には、市長が、政治家として有するチャンネルと、行政の長としての包括的な権限を総動員して可能な限り機動的な行動がとれるような対応策を準備しておく。具体的対応の指針としては

- ①ルーチン的に対応できる事項を特定し分離して対策を講じる。
- ②平常時からの情報整備をおこない、災害時の情報把握のパイプを多重に構築しておく。
- ③行政目標水準を市民に見えやすい形で設定するとともに、市民自らが負うべき責務を明らかにする。行政目標水準とはたとえば、激甚災害時にも被災者は24時間以内に救出されることとか、震度6以下では建物の倒壊被害を出さないことなどである。市民が負うべき責務とは、最低3日分の食料を備蓄しておくとか家具の固定や防火の注意などである。
- ④従来見過ごされがちであった災害弱者に対する対策を強化する。

地域防災計画については、防災アセスメントの実施などを通じて得られる社会経済状況やそれともなう被害想定などの変化を随時反映するよう見直しをおこなう。

2) 応急活動体制の整備

- ①消防装備を計画的に整備、更新し、初期消火体制の強化をはかる。
- ②食料備蓄、水源の確保などの対策をおこなう。
- ③関係機関との連携強化や態勢の見直しを含めたソフト面のシステム整備をおこない、情報機器などの整備をはかっていく。
- ④災害時には市をはじめとする関係機関の職員だけでなく、市民が主体的に活動することが被害の拡大防止や災害後の生活の早期安定につながる。そこで市民防災意識の高揚をはかるとともに、自主防災組織が誕生する土壌づくりをおこなっていく。

3) 広域協力、ボランティア

阪神・淡路大震災において、海外からの災害救助隊や、国内の自治体、企業、市民ボランティアによる人的、物的支援が大きな力を発揮することが認識された。そこで武蔵野市においても、日頃からの交流を生かした姉妹・友好都市や近隣区市との災害時相互支援協定の締結を進めるとともに、ボランティアの受入れ態勢についても整備する。

(4) 安全なまちの維持

市民の日常生活の安全は、すべての市民活動の基礎である。不安な社会情勢の広がり、過剰な情報の流通、価値観の多様化により、新たな犯罪やさまざまな暴力の芽が発生する可能性がある。こうした事態に鑑み、これまで以上に関係機関や商店街、住民との連携を強化して、安全なまちを維持していく。



神戸市での応援給水

⑤ 消費者関連事業の強化

東京都消費者センター多摩東支所が平成9年度より立川に移転することから、市の消費者関連事業を強化する必要がある。

消費者相談はこれまで都のセンター支所に多くを依存してきたが、本来市の果たすべき機能であるので、抜本的に充実をはかる。都や国のサービスとの連携をはかりつつ、専門的知識を有する相談員の配置や情報ネットワークの利用、また商品テストの実施設備の設置、整備などを検討していく。

社会の変化にともない、消費者被害は商品や契約などの知識が比較的少ない若者や高齢者を巻き込んで、様々な形をとる広域的なものが予想される時代となっている。また、残留農薬や食品添加物、あるいはO-157をはじめとする食品の安全性や環境保全型の社会づくりなどの現代的課題に積極的に対応する必要がある。消費者運動とも連携し、啓発講座や講師派遣などをさらに充実していく。

⑥ 商業振興

1) 商工会館の改築

優先事業の(5)。34頁参照。

2) 商業支援

良質で独特なイメージや魅力を形成し、自ら活性化をはかろうとする商業団体などに対し支援をおこなう。また、市民団体、関係各課との協力のもとに、生活関連型事業の創出の可能性と支援策について検討をおこなう。さらに、商店・事業所が福祉・環境対応型の活動をおこなう場合の顕彰および支援システムの検討をおこなう。

路線商店街は、身近な商店がもつ役割が再評価されていることから、活性化の試みにはきめ細かく支援を提供する。また、高齢者の商店経営は、生きが



路線商店街は身近な買い物場所

いとも関わりをもつもので、相応の支援方策を検討する。

⑦ 農業振興

都市における農地は、都市住民に新鮮な農産物を供給する上で一定の機能を果たしているのみならず、緑地やオープンスペース確保の面において大きな効用を有している。生産緑地はもとより、それ以外の農地についても、一定規模以上の農地を登録農地として指定するなど、引き続き保全をはかっていく。



とれたての野菜を…農産物直売所

4. 都市基盤

(1) 公共空間の拡大と市民参加のまちづくり

1) まちづくりへの市民参加のさらなる推進

本市の都市計画の基本には公共空間の拡大努力がある。本計画期間においては、財政状況に対応して土地取得のテンポを調整すべきであるが、長期的には公共用地の拡大方針を堅持し、今後とも公共空間を着実に整備する。

このうち、都市計画道路は計画の達成の見通しが得られ、また鉄道の高架化事業も進展があり、これまでの努力の結果、広域交通基盤施設の整備はめどがついてきている。そこで、今後の主要な課題は、生活道路や公園、住宅やごみ処理施設など、市民生活に身近な、また切実な問題になってきている。

本市では、これまでもまちづくりへの市民参加に留意してきたが、これは市民要望の反映を主なねらいとするものであった。しかし上述のようなこれからの課題に取り組むためには、新しい市民参加のスタイル、すなわち、企画・立案・実施の全過程に参画する市民参加、結果に対する責任を伴う市民参加を実現していかなければならない。

2) 都市計画審議会の強化

以上の状況に対応し併せてTWCCの理念を実現するために、市都市計画審議会をこの方向で拡充改組し、狭義の都市計画決定の手続きに限らず、市長からの諮問に応じて、市民生活に深く関わる都市基盤整備全般について、整備の方策の研究・審議をおこなうこととし、これによって審議会が、市民の能力を活用し、活発な情報発信の核となるようにする。具体的には福祉や教育部門も含めた全庁的な参画が得られるものと位置づけ、市民委員の選任に工夫し、情報公開を徹底する。

(2) 道路の整備

都市計画道路については、本市の財政状況と東京都の広域計画の実施スケジュールを勘案して着実に整備を進める。今後は生活道路の快適さの回復を一体として進め、都市計画道路の整備の果実が市民に見えやすいように工夫する。具体的には、都市計画道路の整備と併行して、住宅地域を通過する自動車交通を制限するとともに、自転車交通路を設定・整備する。道路構造にも配慮して、生活道路における歩行者の利便性と、遊戯する児童の安全性の向上に努める。また、住宅政策と組みあわせて狭あい道路の拡幅を推進していく。

1) 都市計画道路の整備

①市施工の都市計画道路の整備促進

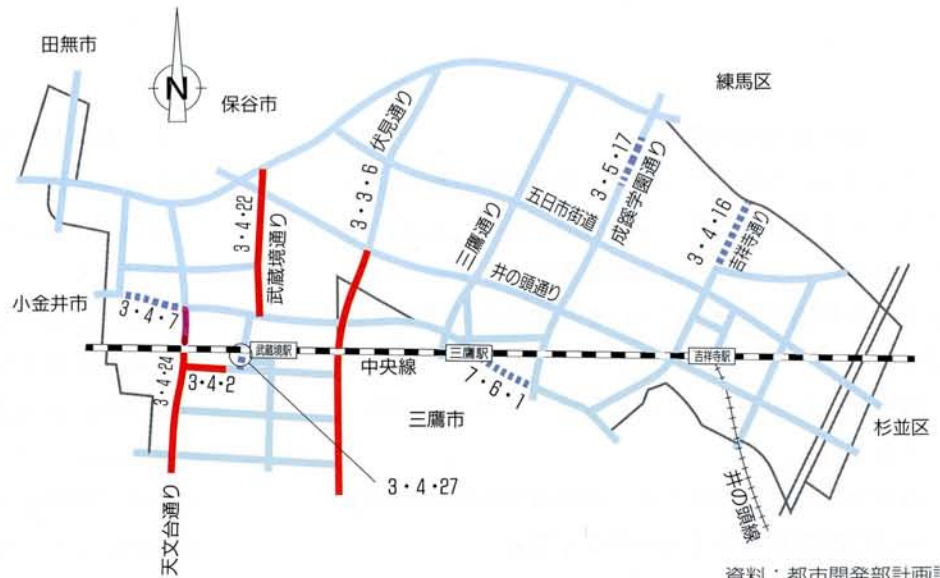
3・4・7号線（亜細亜大学通り）、3・5・17号線（成蹊学園通り）、3・4・16号線（吉祥寺通り）を完成させる。また、3・4・27号線（境北口広場～境南通り）の事業化を進める【図18】。

水辺空間の再生は全国的な潮流であり、第三期長期計画も中央圏の地域づくりのキーワードに「玉川上水のせせらぎ」を掲げている。そこで玉川上



図18：都市計画道路図

■ 都施工の都市計画道路
 ■■■ 市施工の都市計画道路



資料：都市開発部計画課

水に沿う7・6・1号線（むらさき橋から三鷹駅南口へのアクセス道路）は、親水空間を生かした仕様にする必要がある。このために全国の水辺再生事業の調査をおこない、先進的な環境適合設計を実施する。

②都施工の都市計画道路の整備促進

3・4・22号線（武蔵境通り）の早期完成と、3・4・24号線（天文台通り）、3・4・2号線（境南通り）の早期事業化を働きかける。

3・3・6号線（調布保谷線）については、交通の利便性および災害時の交通確保の観点から、第二期長期計画第一次調整計画以来実施が掲げられてきたものであり、その実現に努力する。

なお、すでに計画決定され長期計画で位置づけされた路線であっても、地域住民の生活環境に大きな影響があるような計画変更は、地元住民の理解を得ながら、市議会や市都市計画審議会の審議など所要の手続きを慎重に踏む必要がある。

2) 生活道路の整備

- ①路上看板の規制・誘導、道路段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの設置、信号機の改善などによって、歩行者などのための道路空間を確保し歩行者にやさしいみちづくりを推進する。
- ②道路のカラー舗装化、防護柵などのデザイン化、ストリートファニチャーの配置、道路側壁面のデザイン化、電線類地中化などによる道路景観を向上する。
- ③狭あい道路については、建築確認事務と連携をほかり、整備を推進する。

③「ハイモビリティ政策」の推進（→35頁）

1) 「ムーバス」の定着と着実な展開

吉祥寺東部地域を走るムーバスは利用者も多く、順調に運行されている。このユニークな試みを長期的に大きく育てるために、市民のニーズを十分把握し、費用対効果を見極めつつ、運行路線の拡大を着実に進める。

2) 自転車対策の推進

放置自転車問題については、「武蔵野市自転車総合計画の基本方針」に基づき、公共駐輪場の拡充と厳格な規制という現行の政策を推進する。また、自転車交通の利便性の向上について具体策を検討する必要がある。

駐輪場はなお不足しているため、所要の駐輪場の設置を進める。

- ①吉祥寺駅周辺については、引き続き駐輪場の確保および利用形態の工夫が必要である。
- ②三鷹駅周辺については、駐輪場の効率的利用方法を検討し、歩道上の駐輪スペースを廃止することをめざす。
- ③武蔵境駅周辺については、連続立体交差化事業によりいくつかの駐輪場が休・廃止されるため、代替となる駐輪場の確保が必要である。

3) 子どものモビリティ向上

長期計画は、子どもたちだけで市内全域を安全に往来できることを長期目標としている。そこで本調整計画期間内に研究を進め、実現の可能性をさぐる。



吉祥寺駅のエスカレーター

4) 吉祥寺駅周辺の自動車対策

- ①吉祥寺駅周辺の荷捌き車両の違法駐車を排除し、交通渋滞を緩和するため、共同荷捌きシステムを検討する。
- ②総合的な駐車対策を推進するために、駐車場整備計画の検討をおこなう。

5) 駅における交通の連続性

移動の連続性はハイモビリティ政策の基本である。これを高齢者や子どもにも保障するために、「市民交通計画」にもとづき福祉や子ども関連部課との連携をはかり、昇降機やベンチなどの休憩所の設置、鉄道—自動車の乗換え動線の円滑化など総合的な施策を実施する。

(4) 緑と水の涵養^{かんよう}

「都市緑地保全法」に基づく本市の緑の総合計画である「緑の基本計画^{*1}」を推進する。市の緑被率^{*2}は、昭和47年より5年毎に約4%ずつ減少し、平成6年には22.6%にまで落ち込んだ。これを可能な限り回復することを目標とする【図19】。

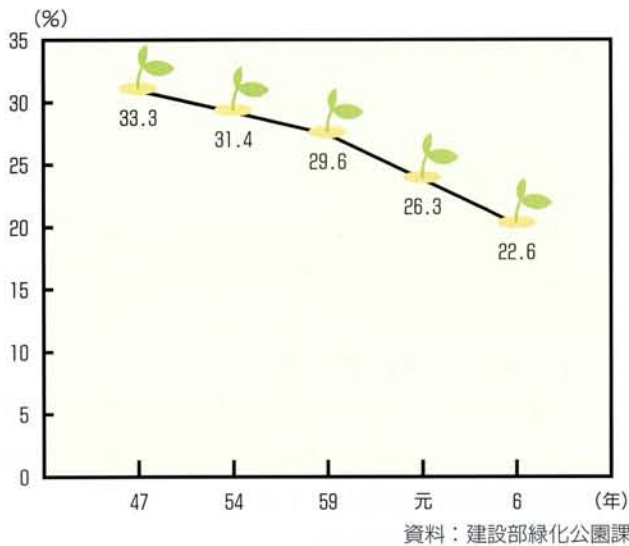
1) 公園新設と拡充

公園は、都市生活に潤いと憩いをもたらすだけでなく、災害時の延焼防止や円滑な救助活動などに欠かせない貴重なオープンスペースである。従来よりの本市の緑化の基本理念である「緑と水のネットワーク」に基づき、地域的バランスと防災機能に配慮した公園の新設と拡充をおこなうとともに、借地公園の恒久化の努力を重ねていく。また、親水型や体験型などの特色ある公園づくりを進める。

*1 「緑の基本計画」は、「むさしのリメイク」をテーマに、平成27年までに緑被率を30%へ回復することを基本目標としている。リメイクする計画を緑の拠点・まちなみ・市民参加のしくみの3つに分類している。

*2 緑被地は、樹木地と農地、草地をあわせた土地で、緑被率は、市域の面積の中に占める緑被地の割合。

図19：緑被率の推移



2) 緑化の推進

「学校を地域の森にする計画」^{*1}などにより公共施設の緑化をはかる一方、「大木・シンボルツリー2000計画」^{*2}や樹木・屋敷林の保全対策によって民有地の緑化を促進する。接道緑化は防災効果が高いので、建築確認事務と連携した緑化指導をおこなうとともに、緑化推進ゾーンを設定し、重点的な緑化推進をおこなっていく。また、公園用地以外の緑地を確保する方策について研究を重ね、これまでの市民参加による緑化の実績をさらに充実させる。

3) 地域の森づくり

緑豊かな環境を形成するためには、一人ひとりの市民が緑を大切にする気持ちをもつことが重要である。公園の整備とあわせ、市民による「森の番人」制度を導入したり、緑の愛護団体などへ支援をおこない、行政と市民が一体となって地域の緑を守り育てる体制を築いていく。

また、緑を守る公益法人としての「むさしのグリーントラスト（仮称）」の設立を検討する。



4) 市民農園の継続

市民が土に親しみ、家族で生産の喜びを味わえる機会が得られるよう、市民農園事業を継続していく。また、借地などの方法により、一定エリアの農地を確保し「農業ふれあい地区」として整備していくことも検討していく。



*1 「学校を地域の森にする計画」は、市立小・中学校地および隣接する道路の緑地スペースを見直し、児童・生徒・地域住民にとって潤いのある緑地空間としての地域の森に変えていく計画。

*2 屋敷林は、農家の屋敷内に、境界の区分や防風・防火・防砂などの防災効果や、用材や燃材の採取といった、多様な目的・用途のためにつくられた樹林のこと。農家の生活と密接に関わるばかりでなく、農村風景をつくる要素にもなっているが、農家の減少、生活様式の変化により、その数は減ってきている。



5) 水辺の整備と生態系の重視

市内に数少ない水系、水辺である玉川上水、千川上水、井の頭公園および仙川の整備に努め、親水空間を保全・創出していく。これらの親水空間やまとまった規模の緑地は貴重な生態系が残る場所でもあるので、その整備に際しては、子どもを含むボランティアの協力も仰いで、植物や昆虫などの生態系について注意深い調査と配慮をおこなうものとする。

⑤ 災害に強いまちづくり(→35頁)

防災に対するハードな施策は、優先事業の(7)で述べた観点から、以下の施策をおこなう。

1) 公共空間の拡大

延焼防止や円滑な救助活動に役立つ公園の新設、拡充や狭い道路などの整備をはじめとして、公共空間の拡大をはかっていく。

2) 建築物の耐震性の強化

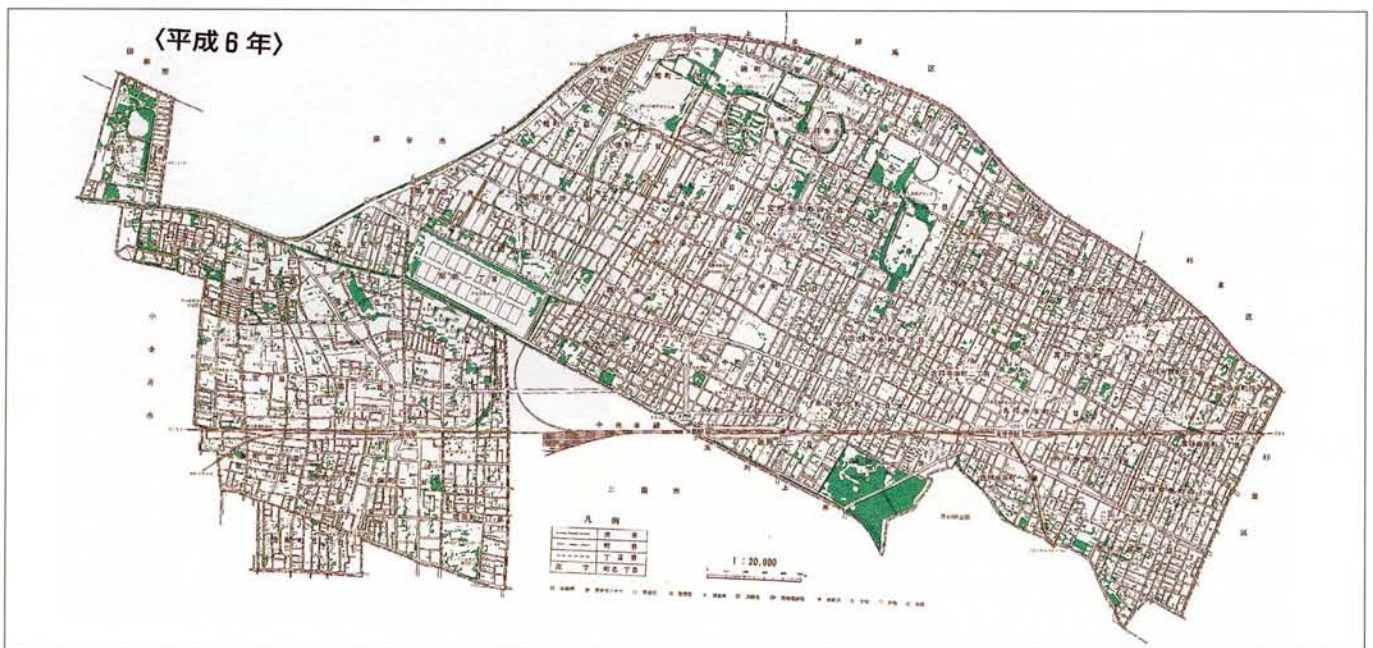
公共建築物などのいっそうの耐震性の強化に努めるとともに、民間家屋などの安全性を高めるための効果的な施策の検討をおこなう。

3) 水供給体制の強化

浄水場施設の相互のバックアップ体制を整備し、あわせて配水池の増設や石綿管の更新を計画的におこない、災害時の安定供給能力の向上に努める。

4) 木造家屋密集地区の整備

木造家屋が密集し、災害時の延焼危険性や道路上への倒壊家屋により救助活動に支障をきたすことが懸念される地区の整備を進めていく。



緑被地の状況 資料：建設部緑化公園課（武蔵野市地域生活環境指標）

(6) 住宅政策の総合的推進(→36頁)

1) 住宅政策の推進

総合的なまちづくり施策の一環として、市の住宅マスタープランの実現をはかる。

このため、住宅に関する総合的な窓口を設置し、きめ細かな住宅相談事業を開始する。

とくに、市内の持ち家の約30%を占めるマンション（非木造分譲共同住宅）の老朽化への対策を検討し、良好な維持・管理の助言・誘導などをおこなう。

2) 建築行政の推進

都市計画行政と連携しながら、建築確認・指導行政を推進する。

身近に建築確認事務の窓口ができた結果、事前相談件数が非常に増加しており、影響力の大きさを示している。狭あい道路の拡幅整備、接道緑化の推進、雨水浸透施設の整備などを進めるため、きめ細かな相談・指導体制をいっそう充実させる。

3) 地区内整備計画の策定

住民レベルでの環境の整備をはかるため、市内をいくつかの地区に区分し、地区の特性に合った整備方針・目標を盛り込んだ地区内整備計画の策定を推進する。

4) 都市景観の形成

快適で美しい都市景観を実現するために、アメニティ都市づくりを継続する。また、景観条例を策定し、市の景観施策を体系的に整備する。

5) 都市マスタープランの策定

市の定める都市計画は、都市計画に関する基本的な方針である都市マスタープランに即しておこなわれることが求められている。そこでこれを住民参加により策定する。

(7) 上下水道の整備と節水型都市構造への転換

上水道施設を整備して、震災時の水利不足地域の解消に努めるとともに、安定供給能力の向上に努める。

また、都による流域別下水道整備総合計画の進展を念頭におきながら、市の下水道の体系を見直して、機能を整備・強化する。

生活様式の変化や都市化の進展にともない、水の消費も増加傾向にある。限られた水資源を有効に利用するために、主として雨水利用に対する施策を中心に、節水型都市構造への転換方策を検討する。

1) 上水道

- ①浄水場・水源施設の整備、改良を計画的におこなうとともに、管網の整備を進め、水利不足地域への安定供給と将来需要への対応を進める。
- ②中高層階に対し、受水槽を通した間接給水方式から直結給水方式への検討をおこない、おいしい飲み水の安定供給をはかる。
- ③配水施設等管理システムの整備をおこなって維持管理業務を効率化するとともに、迅速な災害・事故対応が可能にする。
- ④今後の給水量の増加や水脈の寿命によっては、都営水道への一元化が必要となるので、その研究を継続する。

2) 下水道

- ①新設道路への管きょ敷設をおこなうとともに、既設管きょの更新・拡張を計画的に進める。
- ②都の下水処理場の建設にともなう建設費用の負担や、流域別下水道整備総合計画に基づく汚水処理系統の変更への対応には多額の費用が必要であるため、事前に準備しておく必要がある。

③^{*1}第二次下水道計画の部分実施をめざし、河川の汚濁防止と台風などの大雨による浸水被害の解消に努める。

④雨水の河川などへの流出を抑制するために、私有地内に雨水浸透施設の設置を促進する。

(8) 吉祥寺圏の整備

1) 商業ゾーンの競争力の強化(→34頁)

優先事業の(5)で述べた、計画立案などのソフト面および都市基盤の整備、風俗営業の監視など、市の分担すべき役割を果たして商業ゾーンの環境整備をおこなう。話題性に富む先進的な試みを大胆に進め、これを商業ゾーンの競争力強化に結びつけていく。

①商業ポテンシャルの向上

消費者ニーズの変化を機敏に先取りする商業活動の動きに目配りし、潜在的な成長力を引き出す。

②安全で快適な都市環境

環境浄化や地震対策などの推進による清潔感と安心感や、回遊性の高い歩行空間によって集客力を高める。また、井の頭公園を核に、質を重視した緑化を推進する。

③先進的な都市機能

資源とエネルギーの消費の少ない環境保全型の都市構造の将来像を研究する。また、自動車交通を合理的に抑制する方策を検討する。自転車対策やコミュニティバスの定着をふまえて、住宅地と相互交流する新しい商業空間を創成していく。

2) 駅周辺地域の再開発事業の検討

駅前広場高度利用構想をもとに、駅周辺の地下利用および南口再開発計画をさらに検討する。

3) 密集市街地の地震防災対策

吉祥寺の周辺は基本的には良好な住宅地でありながら、狭あい道路など、災害時の備えに問題のある場所が含まれており、改善の方法を研究する必要がある。

(9) 中央圏の整備

1) 三鷹駅北口周辺整備の推進

将来の交通需要の円滑な処理と、地域住民や駅利用者の安全な動線確保のため、北口補助幹線整備事業を進める。また、駅前広場高度利用構想をもとに駅周辺の将来像をさらに検討する。

2) 「かたらいの道」の整備

三鷹駅から市役所をつなぐ「かたらいの道」を、芸術鑑賞やスポーツ活動の余韻を楽しむ空間として、整備を推進する。



快適な回遊空間を

*1 第二次下水道計画とは、現状1時間40mmの降雨に対応している市の下水道を、50mmにも対応できるよう改良する計画。



街づくり武蔵境地区懇談会が提案した駅舎イメージ

3) 緑町団地の完成

優先事業の(9)。36頁参照。

4) 西久保2・3丁目地区の整備

良好な地区環境を形成するために必要な区画道路の整備を進めるとともに、地区内整備計画に沿った事業の推進をはかる。

(10) 武蔵境圏の整備

1) JR中央線連続立体交差化事業の促進

(→37頁)

JR中央線三鷹・立川間連続立体交差化事業については、関係自治体と協力しつつ早期完成をめざす。連続立体交差化事業の進捗状況にあわせ、駅前広場の整備を進めるとともに、まちづくり側道の整備をおこなう。

また、武蔵境駅舎については、乗換えの利便性に配慮しつつ、市民参加により計画を進める。

2) 武蔵境駅周辺の整備

良好な住環境形成、都市空間の確保、都市防災の強化のため区画道路網の整備を進め、商業地区内については、共同ビル化の誘導をおこない商業活性化をはかる。あわせて、景観の整備を進めていく。

駅周辺の環境デザインのあり方など、市民参加によるまちづくりを進めていく。

3) 農林水産省食糧倉庫跡地の取得

優先事業の(11)。37頁参照。

4) 桜堤団地建て替えにともなう周辺地域の都市整備の推進(→36頁)

公団住宅の建て替えについては、法律上は住民と公団の関係であるが、団地居住者に対する福祉、大規模事業が及ぼす環境への悪影響など、市民生活と密接に関わる問題については、市も積極的に関与する必要がある。

桜堤団地の建て替えについては、市と公団ですでに基本協定を取り交わしたが、緑町団地での経験をふまえ、当事者である市民の要望を尊重しつつ、きめ細かな対応をおこなう。

5. 行・財政

(1) 計画行政の推進

1) 分権への対応

分権化については、目下「地方分権推進委員会」において検討中であり、制度改革の詳細については不明な部分も残されているが、不交付団体である武蔵野市は、分権化によって、財政的に有利になるとは考えにくい。とくに財源の移譲がともなわなければ、機関委任事務の自治事務化にともない、事務量の増加あるいは人員の増加などによる必然的な経費増加が生じることは確実である。この点からも制度改革のあり方を注意深く見守る必要がある。しかしながら、地方自治の本旨に沿った改革がおこなわれるなら、長期的には市民のためのサービスの質が高まることは確実であり、分権に対しては自治をとりもどす好機ととらえて積極的に対応すべきである。

分権の実施に備え、職員研修などを精力的におこない、職員の能力をさらに向上させる必要がある。

2) 事務事業の見直し

市民にとって真に不可欠な行政サービスを確保するために、市の事務および事業の見直しは不断におこなわれなければならない。中期行財政運営対策本

部で取り組むこととした見直し事業については、引き続き実施していくものとするが、さらに、日常的な事務改善や、予算査定などを通して、積極的に見直しをおこなっていく。今後見直しを検討すべき事業のリストを【表8】に掲げた。

3) 財政援助出資団体の適正な管理

財政援助出資団体の運営については、人件費の増大や組織の硬直化など招かないようにしなければならず、団体間の人事交流などについて研究する必要がある。効率的で弾力的な事業運営の確保は団体の本来の設立趣旨であるので、高い事業効率をえられるように、団体運営の基本的な方針の策定の指導をおこない、市民の参画により民間企業の経営ノウハウ導入に努める。

4) 効率的な執行体制の確保

新たな行政課題や多様な行政ニーズに対応するために定期的に組織機構を見直す。職員定数については、平成12年度までの適正化計画を、着実に実施していくものとし、さらに新たな状況に対して、定数査定を毎年実施し、適正な定数管理をおこなう。

新人事制度基本方針で掲げた目標を実現すべく努力し、簡素で効率的な執行体制に向けた総合的人事管理制度を構築する。

そのほか業務の執行方法についても従来のやり方を見直す。たとえば、市の発注する工事請負や物品購入、委託事業についてもできる限り一般競争入札によることとし、随意契約による場合にも経費削減に積極的に努める。

5) 民生費の確保

平成8年度当初予算で157億円の民生費は、一般会計予算の28%余を占めている。特に経常的経費^{*1}を中心に、今後急激に増加する高齢者へ対応するための

■表8：今後見直しが必要な事業

事業名
各種電算システムの効果的活用
老人福祉手当等給付事業の見直し
節電・節水の徹底
委託費の定期的な見直し
各種団体への補助の見直し
イベントの簡素化
学童保育の有料化
敬老福祉の集いの時代にあった見直し
季刊「武蔵野」の有料化を含めた配布方法の検討
各種健・検診制度の効率的実施
学校給食と各種食事サービスの抜本的見直し
市民が参加する事業の自己負担割合の見直し

資料：企画部企画課

*1 経常的経費とは、歳入における経常的収入に対応するものであって、年々持続して固定的に支出される経費をいう。おおまかに、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6項目をいう。

*2 投資的経費とは、普通建設事業費、失業対策事業費および災害復旧事業費の合計をさす。建設的経費ともいい、支出効果が長期間にわたり、いわゆる資本形成に役立つものである。

費用は増大し、投資的経費^{*2}を除く民生費の額は、平成12年度には200億円近くに達すると予測される。従って、現在扶助費や人件費が民生費の約1/2を占めているという動向に注意し、これからは経費の合理化にも取り組む必要がある。たとえばサービス拡充の財源を確保するために、従来からの現金給付を整理したり、適正な利用料金体系を作り直さなければならない。また他の領域と共同で提供できるサービスに関しては市全体で再構築をはかったり、福祉公社や民間団体との協力あるいは各種団体の育成・援助に努力する必要がある。

6) 補助金、手当の見直し

特定の団体に既得権的に支給されている補助金や、広く一律に支給されている手当には、すでに役割を終えたと思われるものもあるので、目的や意義について十分検討したうえ見直しまたは廃止をおこなう。たとえば、老人福祉手当などは、一人あたりの支給額は少額であっても、その経費を福祉の他の費目に充当するのが合理的である。経費の充当先としては、ホームヘルパーの拡充などが考えられる【表9】。

外国人留学生に対する補助金も、市内居住外国人一般への事業経費に繰り入れて、サービスの拡充に資するようにする。

7) 市民サービスの向上

中央図書館や吉祥寺図書館などでは、夜間開館を実施し、大きな成果をあげている。今後、市民の多様なニーズに応えるため、職員の勤務体制を調整し、他の部署でも窓口業務の提供時間の拡大を積極的に推進する。また、各種の証明書の交付が市内一カ所の窓口でできる総合窓口化や手続きの簡素化、情報提供のあり方などについて具体的に検討を進める。そのほか、組織内部の活性化をはかることにより、市民の立場にたったサービスの提供をめざす。

8) 近隣都市との連携強化

五市行政連絡協議会において、広域的な催物情報の各市広報紙への掲載や、都市計画道路事業担当者による五市関連の地図や公共施設利用ガイドブックの作成などをおこなってきた。

今後とも、施設の相互利用をさらに発展させるとともに、広域的に取り組むべき道路、交通、ごみ問題などの課題を中心に、近隣市・区との連携を強め、効率的な行政運営をはかる。

9) 職員の能力開発

ボランティア活動支援などを含めた研修計画を通じて職員の能力を開発し、急激な行政環境の変化や市民ニーズに、柔軟に対応できる人材を育成する。

■表9：老人福祉手当の見直し(ホームヘルプサービスの拡充)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
老人福祉手当を継続して支給する場合の総額	147,290	167,108	173,784	180,726
ホームヘルプサービス拡充に要する経費	135,119	278,238	328,238	378,238
24時間ヘルパーに要する経費	60,000	80,000	80,000	80,000
24時間ヘルパー以外のヘルパー拡充に要する経費	75,119	198,238	248,238	298,238

(注) 老人福祉手当の総額＝月額1,300円×12月×基準所得以下で70歳以上の高齢者数。

(単位：千円)

資料：福祉保健部福祉サービス課



「第一次調整計画」策定に際しての
市民ヒアリング

(2) 行政の透明性の確保

効率性は望ましい行政の重要な要件であり、市政がよりいっそうの効率化をめざすべきであることはいうまでもない。他方、効率性と並んで、透明性の確保も不可欠な要件である。透明性の確保は、参加と自治を本旨とする地方自治の基本的なコンセプトであり、ともすれば「わかりにくい」行政のしくみ・手続きを誰の目にも「わかりやすい」ものに転換していく意義は大きい。今回の調整計画の主要な方向づけとして、効率化と透明化を同時に進めることを市政見直しの基本原則とする。

1) 市民参加のいっそうの推進

各種委員会・審議会への幅広い市民、とくに女性の登用をひきつづき推進する。市民生活に密接な関連をもつ福祉、子ども、ごみ対策、都市計画などの分野では計画段階からの市民参加を進めていく。

2) 新財政コスト指標の開発

市の施策の有効性や妥当性を誰の目にもわかりやすくするためには、個別に展開されている多様な施策の費用の量と質、それによってもたらされる結果・効果を明示的に明らかにする必要がある。そのために、第二期長期計画より策定委員会が提起してきた財政コスト指標の開発を積極的に進めることとしたい。現在の財政の逼迫状況にあっては、費用対効果の検証の意義はなおさら大きい。ただし、これまでの検討によれば、いきなり行政機関の基礎資料となる指標を求めることは困難と見られることから、まずはデータの定量化の努力や研究・試行の段階を踏む必要がある。一般市民による市政の評価が可能となるよう市民的な観点から試行・試験研究を進めていく【表10】。さらに、情報処理ソフト開発、福祉施設の建設や大型施設の改修など専門的な判断を必要とする事業経費の査定能力を向上する方策を研究する必要がある。

■表10：主な事業のコスト（平成7年度決算）

事業名	全体の経費(千円)	利用数	単価(円)
市立保育園	2,589,783	年間園児延べ人数 14,168人	月額1人当たり 182,791
市立幼稚園	90,244	在園児数(3月末) 95人	月額1人当たり 79,162
学童保育	227,045	年間登録延べ児童数 (保育日数275日) 126,212人	月額1人当たり 41,227
食事サービス(高齢者・障害者)	66,217	年間総配食数 47,260食	1食当たり (食材費を含む) 1,401
学校給食(小学校)	851,339	年間延べ食数 1,149,736食	1食当たり (食材費を除く) 740
ごみ処理費	2,920,444	年間処理数 47,900 t	1t当たり (資源ごみを除く) 60,970
図書館資料貸出	434,186	年間貸出数 (図書・雑誌・AV資料) 1,303,272冊/点	1冊/点当たり 333
総合体育館	850,251	年間利用者数 571,671人	1人当たり 1,487
老人健診	634,432	年間受診者数 19,049人	1人当たり 33,305
ジュニア大使親善使節団	13,944	参加者数 20人	1人当たり (自己負担分を除く) 697,200

資料：企画部企画課

3) 外部評価手法の活用

組織運営の透明性を確保する有力な手法として、外部評価がある。これまで武蔵野市では、行財政点検委員会(昭和58年)、中期行財政運営懇談会(平成7年)などの専門的な委員会の設置によって市民の目による全般的な市政評価がおこなわれてきたが、個別の市政の分野では必ずしも客観的な評価がおこなわれてきたとはいえない。地方制度調査会においても、監査機能を強化すべく、専門性・独自性を有する新たな外部監査制度導入の具体策をまとめた。外部評価は、専門的な観点から個別の事業の成果や費用を洗い直すものであり、市政の効率性・透明性の向上に不可欠である。

また、補助金支給の対象となっている各種団体についても、同様の外部評価手法の積極的な導入をはかりたい。

4) 情報公開の推進

市民参加と自治の基礎は、市の情報に十分なアクセスが保証されていることにある。

全国的な情報公開の流れのなかにあつて情報公開条例の適切な運用に努めるとともに、行政手続条例の趣旨に従って、執行体制の透明化に努める。国の情報公開法が制定された場合には、必要な市条例の見直しをおこなう【表11】。

(3) 情報化の推進

良質のサービスを低コストで実現することは、市政のさし迫った大きな課題になっている。このためには、事務をなるべく速やかにネットワーク型の情報システム上に移行する必要がある。

1) 市政情報の保護の徹底

情報化の推進は、厳格で信頼できる市政情報プロテクトシステムが構築され機能することを前提とするものである。市役所には、福祉関連をはじめとして膨大な量の個人情報、それも疾病記録や所得情報など秘匿の必要の高い情報が蓄積されている。さらに個人情報以外にも機密を要する市政情報は多い。これらの情報保護を目的として、全庁的なプロテクトのしくみを整備し、職員がデータ漏洩の心配なく業務に専心できる体制を整える。そこで、情報化の推進をめざす情報企画部門とは独立に、個人情報をはじめとするセキュリティ対策を含む運用管理組織を設ける方向で検討する。

2) ペーパーレスの推進

市役所の省資源努力の一環として、徹底した紙ばなれ策を講じる。

3) インターネットによるサービスの開始

インターネット上で市のホームページを開設するほか、各種委員会、福祉施設・文化施設や学校・ボ

■表11：公文書開示請求処理件数

(元年度は10月1日より)

年度	請求者数	請求件数	全部開示	部分開示	非開示	不服申立	取り下げ
元年度	3人	10件	6件				
2年度	2人	2件		2件			
3年度	6人	8件	7件	1件		1件	
4年度	5人	5件	1件	2件	2件	1件	
5年度	7人	11件	3件	5件	3件	4件	1件
6年度	6人	25件	9件	14件	2件		
7年度	9人	17件	5件	7件	5件		
合計	38人	78件	31件	31件	12件	6件	1件

資料：総務部文書課



改良、低コスト化により急速に普及するパソコン



ランティア団体などに対して所要の条件を定めて開設機会を提供する。また、学校などに既設のパソコンなどを活用し、利用を促進していく。

4) 市政情報の整備

市役所内部の情報を、逐次、通信ネットワークに適したものに転換するとともに、市民に提供する情報を充実させる。たとえば次のようなものがある。

①福祉情報

福祉事業は種類が多くて市民にわかりにくいので、情報サービスの質の観点に留意して整備する。

②地理情報

地図上のデータベースシステムである地理情報システム(GIS)^{*1}を基本として、まず都市計画施設、住宅・建物などの不動産に関するデータベースを構築する。

③画像情報

市民にわかりやすい情報サービスのためには画像情報の活用が有効である。そこでまず、地域生活環境指標の電子メディア上の画像データ化を研究する。

5) 庁内インフラの整備と情報機能の拡充

市民の多様なニーズに対し、情報を迅速かつ正確に伝えるためには、庁内の機構の整備をおこなうとともに、高度情報化社会に対応して、情報の受信から発信へ至る一貫したシステムを構築する必要がある。そこでまず、庁内に情報通信ネットワーク設備を設置するとともに、庁外の各種施設との情報流通のしくみを整備する。

6) 「むさしの-FM」、ケーブルテレビの活用

すでに「むさしの-FM」とケーブルテレビ「パークシティー」が開局し、地域密着型メディアの多様化が進んだ。

生き生きとした市政情報、地域情報伝達の手段と

して「むさしの-FM」をいっそう積極的に活用し、市と市民、市民間のコミュニケーション促進に役立てる。

ケーブルテレビについては、文字、音声、映像を一体的に双方向で伝達できるという特性を生かし、遠隔医療や、福祉、教育などにも市民サービス向上の手段として活用する方法を研究していく。

7) 総合サービスカード(ICカード)の導入

武蔵野市ICカード利用検討委員会の報告に基づき、ICカード利用を総合的に進めるための調査・研究を引き続きおこなう。

(4) 市民のふるさとづくり

1) 市制施行50周年記念事業

市制施行50年の節目にあたる平成9年には、市政の歴史と展望をテーマとするフォーラムや、文化・都市交流など50周年にふさわしい各種イベントを開催する。日頃、市の行事に参加したことがない市民も含めて参加をうながし、コミュニティ意識と地域への愛着を深める。

2) 武蔵野市百年史編さん事業

後世に武蔵野市の足跡を伝え、市民の武蔵野市への理解と愛着を深めるため、武蔵野市百年史の編さんを進める。今後の市のあり方を検討する基礎資料としても広く活用していく。



* 1 地理情報システム(GIS: Geographic Information System)は、地図を媒介にしてさまざまな情報を統合したり、わかりやすく地図表現したりするシステムをいう。土地利用現況図や道路現況図、上下水道の管網図など幅広い利用が考えられる。